

債権譲渡通知書

年 月 日

広島県 _____ 県税事務所長 様 (※1)
(広島県知事 様)

譲渡人 (納税義務者) (※1)

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

電 話 番 号 () -

※注意 氏名欄は必ず自署・押印してください。法人の場合はゴム印等で構いませんが、代表者印を押印してください。

次の自動車に係る自動車税種別割・自動車税環境性能割の過誤納金の還付請求権を、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に次の者 (譲受人) に譲渡したので通知します。

注) 「自動車税種別割」は、改正前の地方税法に規定する自動車税を含みます。

「自動車税環境性能割」は、軽自動車税環境性能割及び改正前の地方税法に規定する自動車取得税を含みます。

◎ 自動車

登録番号	広 ・ 広島 ・ 福山								
賦課年度	年度	納税通知書番号(※1)							
過誤納金発生理由等	年 月 日	抹消登録 (※2)	・ 二重納付						

◎ 譲受人

住 所 (所在地)	〒 -
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号	() - (担当者)

※1 管轄県税事務所・譲渡人 (納税義務者) ・納税通知書番号は、4月1日現在のものです。納税通知書 (領収証書) で確認のうえ、記入してください。譲渡人 (納税義務者) の現在の住所及び氏名が納税通知書に記載された住所及び氏名と異なる場合は、変更されたことが確認できる住民票の写し又は戸籍謄本等を添付してください。

※2 過誤納金の発生理由が抹消登録の場合は、抹消登録が確認できる書類 (写し) を添付してください。

注 意 事 項

- この書類の提出期間は過誤納金の発生理由が生じた日 (抹消登録等の日) から1週間以内です。期限を過ぎて提出された場合は、原則納税義務者に支払います。
- 譲渡人 (納税義務者) 及び譲受人に未納の徴収金があるときは充当し、残余金がある場合のみ、譲受人へ支払います。
- 債権譲渡に係る支払金を譲受人へ支払う場合には、譲渡人 (納税義務者) へその旨を通知します。

◎ 口座振替による支払いを希望する場合【譲受人が記入】

所有者コード (記入不要)

広島県 _____ 県税事務所長 様
(広島県知事 様)

[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

広島県から私に支払われる上記債権譲渡通知書に係る支払い金は、次の預金口座へ振替えてください。

住 所 (所在地) (〒 -)

氏 名 (名 称)

振 込 先 口 座	金融機関	金融機関名				店 舗 名			
	預金の種類	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義								

※ 振込先口座は譲受人の口座を記入してください。
※ ゆうちょ銀行の口座へ振替希望の場合は、振込用の専用番号であることを確認してください。

☆ この通知書を提出する際は、必ず控えをとって、大切に保管してください。

(提出先事務所一覧)

事務所名 (担当課)	所在地・電話番号	管轄区域
広島県 西部県税事務所 (税務管理課)	〒730-0011 広島市中区基町10-23 TEL 082 (513) 5317	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町
広島県 東部県税事務所 (税務管理課)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 TEL 084 (921) 1301	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅町, 神石高原町
広島県 北部県税事務所 (収納管理課)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 TEL 0824 (63) 5175	三次市, 庄原市